

※申請書・必要書類は納期限までの期間において納付が完了した部分の住民税は減免対象外となります。また、納期限前であっても、減免の決定が

申請者氏名	第3号様式(別表第2関係)
-------	---------------

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免):1枚目		該当チェック	
令和4年の収入が、利子・配当・退職・譲渡・一時・先物取引(以下「利子等」という。)に係るもののみではない。(例)配当以外にも給与や事業収入がある。 →利子等のみである場合は、STEP3での減収割合の判定ができないため減免対象になりません。判定対象外としているのは、利子等が一時的なもの・額の増減がその性質上予測されるものであり比較に馴染まないためです。		<input type="checkbox"/>	
<b>STEP1</b>			
令和4年の合計所得金額が250万円以下である。 → <b>超える場合は、減免対象になりません。</b>		<input type="checkbox"/>	
<b>STEP2</b>			
令和4年の「給与収入等」の合計の1か月平均 「給与収入等」:不動産・事業・給与・山林・雑 (先物取引に係るものを除く)所得に係る収入	ア	円	
申請日前月以前3か月の「給与収入等」の合計の1か月平均	イ	円	
減収割合の判定 (ア-イ)÷アが3割以上である → <b>3割未満の場合は、減免対象にはなりません。</b>		<input type="checkbox"/>	
<b>STEP3</b>			
令和5年の1月1日 から 12月31日までの 合計所得金額を算出	種別	3枚目・4枚目から転記	
	( )所得	円	
	( )所得	円	
	( )所得	円	
	( )所得	円	
	( )所得	円	
上記の所得を基に算出した合計所得金額 (合計所得金額算出手順を参照)		A 円	
減免基準額の 計算	扶養人数による基準額		
	扶養している人数	α	人
	α=0のとき	45万円	ウ 円
	α≥1のとき	35万円×(α+1)+31万円	
	障害・寡婦・ひとり親・未成年区分該当による基準額		エ 円
納税義務者が 障害者・寡婦・ひとり親・未成年 のいずれかに該当する場合		135万円	
減免基準額:ウかエのどちらか大きい金額		B 円	
上記計算によりA≤Bである → <b>減免基準額を超える場合は、減免対象になりません。</b>		<input type="checkbox"/>	

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免): 2枚目

※申請書・必要書類は納期限までに納付が提出された部分の住民税は減免対象となりません。また、納期限前であっても、減免の決定が

**STEP1**

●令和4年の合計所得金額の確認

令和5年度納税通知書に記載されていますので右のX欄に転記してください。

X
円

Xが250万円以下であれば1枚目STEP1の該当チェック欄にチェック

**STEP2**

●令和4年の「給与収入等」の合計

令和4年分確定申告書や源泉徴収票等を参照して記入してください。

※「給与収入等」:不動産・事業・給与・山林・雑(先物取引に係るもの除く。)所得に係る収入

種 別	支払者、事業所、不動産(アパート名等)の名称	収 入 額
合 計		
1か月平均の金額		円

太枠の1か月平均の金額を1枚目STEP2アへ転記

●申請月の前月以前3か月の「給与収入等」の合計(各種給付金の受給があり、申請月以後6か月に退職が確定していない場合には給与収入として加算してください。)

申 請 月	月
1か月前の収入金額	
2か月前の収入金額	
3か月前の収入金額	
合 計	
1か月平均の金額	円

太枠の1か月平均の金額を1枚目STEP2イへ転記

減収割合の判定 (ア-イ)÷ア	
(計算)	
計算結果	

太枠の計算結果が0.3以上であれば1枚目STEP2の該当チェック欄にチェック

●各種給付金受給の確認

※ 申請月以後6か月間に退職が確定していない場合、育児、介護、疾病等による休業に対し給与の代替として給付される給付金等は給与収入に含めます。

各種給付金を受給している場合は下記の表に記入してください。枠が足りない場合は別紙等で補記をお願いします。

※ 退職済(予定も含む。)の方は各種給付金及び失業手当を給与収入に含める必要はありません。

※ 退職済(予定も含む。)の方は退職後10日以内に退職にかかる資料を提出してください。

各種給付金の受給	あり・なし	退職(予定)日	
支 給 額	支 給 日	支 給 額	支 給 日
円		円	

	円		円	
--	---	--	---	--

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免):4枚目

その他の所得

☒ 申告不要制度の適用を受ける上場株式等に係る配当等であっても下記算定には含めてください。

種別	申請月前3か月(収入)	A収入金額	B必要経費・控除	A-B(損益通算前の額)
山林所得 (特別控除後の額)				円
利子所得				円
配当所得 (経費控除後の額)				円
退職所得 (退職控除後1/2した額)				円
譲渡所得 (経費控除後の額)				円
一時所得 (特別控除後の額)				円
先物取引に係る雑所得 (経費控除後の額)				円

(参考) 公的年金等に係る雑所得の計算<単位:円>

(1) 65歳以上 昭和33年1月1日以前生

(2) 65歳未満

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	A-1,100,000
4,100,000 未満	A×75%-275,000
7,700,000 未満	A×85%-685,000
10,000,000 未満	A×95%-1,455,000
10,000,000 以上	A-1,955,000

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	A-600,000
4,100,000 未満	A×75%-275,000
7,700,000 未満	A×85%-685,000
10,000,000 未満	A×95%-1,455,000
10,000,000 以上	A-1,955,000

同一生計配偶者・扶養者(次の(1)~(3)に該当する方は対象とできません。)

(1) 令和4年の合計所得金額が48万円超の方

(2) 令和5年度住民税の算定において他の方の扶養者又は事業専従者となっている方

(3) 国外居住親族で親族関係書類及び送金関係書類を提出できない方

氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所・電話番号

令和5年度における住民税の減免申請提出書類チェックリスト

	チェック
1 本人確認書類の写し(免許証、パスポート等)	<input type="checkbox"/>
2 減免申請書・生活状況報告書・減免申請に当たっての宣誓書	<input type="checkbox"/>
3 収入状況チェックシート(1~4枚目)	<input type="checkbox"/>
4 申請月の前3か月間の所得状況を証する書類 (例)給与明細書、育児休業給付金等の支給状況を証する書類、年金額改定通知書、月次試算表等その他収支の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
5 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得状況を証する書類(見込みの期間を有する場合には所得状況の根拠となる書類)(例)給与明細書、育児休業給付金等の支給状況を証する書類、年金額改定通知書、月次試算表、退職所得の源泉徴収票等その他収支の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
6 失業した場合は、離職票、退職証明書、退職等申立書、廃業届等失業したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
7 休業(休職)により無収入の場合は、休業等申立書	<input type="checkbox"/>
8 減免基準額の計算上、「障害者」として135万円の適用を受ける場合は、障害者手帳(申請日において手続中の方は、申請書等)その他の障害の状況を証する書類	<input type="checkbox"/>
9 扶養者が海外居住である場合は、親族関係書類及び送金関係書類	<input type="checkbox"/>

※その他、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

※申請書・必要書類は納期限前であつても、減免の決定がされるまでの期間に納付がなされた部分については、納期限前であつても、減免の対象外となります。また、納期限前であつても、減免の決定が

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免):3枚目

※申請書・必要書類は納期限までに提出してください。納期限を過ぎた住民税は減免対象外となります。また、納期限であっても、減免の決定がされるまでの期間において納付があった部分の住民税は減免対象になりません。

**STEP3**

●給与収入(実際に支払いがあった月)

(参考)給与所得の計算

単位:円

1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
給与	
合計	
給与所得	円

収入額(A)	給与所得
551,000 未満	0
551,000 以上 1,619,000 未満	A - 550,000
1,619,000 以上 1,620,000 未満	1,069,000
1,620,000 以上 1,622,000 未満	1,070,000
1,622,000 以上 1,624,000 未満	1,072,000
1,624,000 以上 1,628,000 未満	1,074,000
1,628,000 以上 1,800,000 未満	B × 60% + 100,000
1,800,000 以上 3,600,000 未満	B × 70% - 80,000
3,600,000 以上 6,600,000 未満	B × 80% - 440,000
6,600,000 以上 8,500,000 未満	A × 90% - 1,100,000
8,500,000 以上	A - 1,950,000

※ Bの求め方: A ÷ 4,000 = a(小数点以下切捨) → a × 4,000 = B

← 合計給与収入を基に上記「(参考)給与所得の計算」から算出(★)

★給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円を超える方は各所得10万円を限度に合計した額から10万円を引いた額(10万円限度)を更に引きます。

★各種給付金の受給があり、申請月以後6か月以内に退職が確定していない場合には給与収入として加算してください。

●事業(先物取引に係るもの以外)

●不動産

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
事業所得(収入合計-経費合計)		円

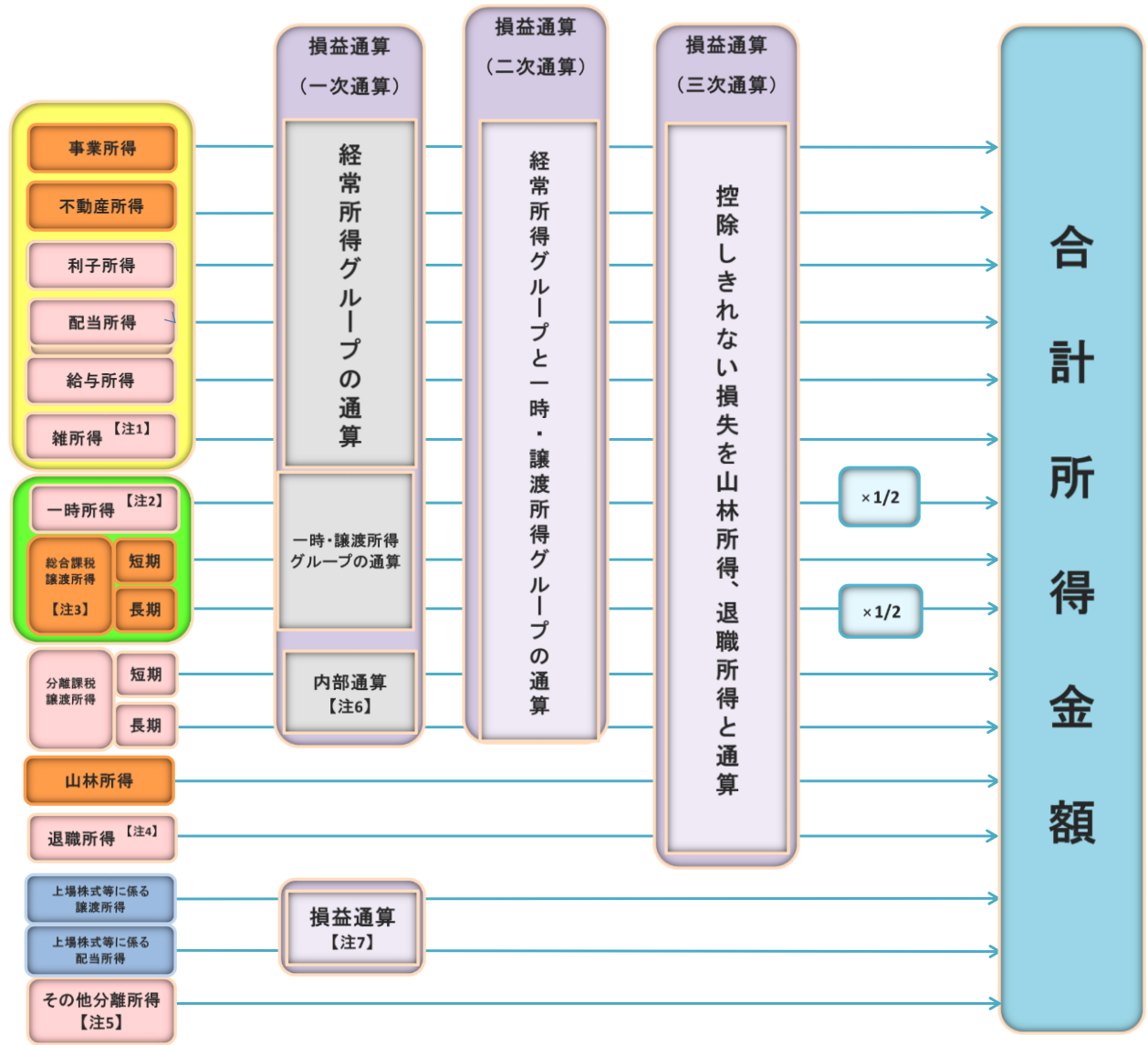
	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
不動産所得(収入合計-経費合計)		円

公的年金等雑収入

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		

	収入	経費
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
雑所得(収入合計-経費合計)		円

# 合計所得金額算出手順



【注1】 公的年金等に係る雑所得と公的年金等以外の雑所得を内部通算した金額を雑所得とする。

【注2】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額(最高50万円)を控除した金額を一時所得とする。

【注3】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額(最高50万円)を控除した金額を譲渡所得とする。なお、譲渡所得の特別控除(最高50万円)は、まず短期譲渡所得の譲渡益から差し引く。

【注4】 所得税の源泉徴収の対象になる場合は、退職所得は現年分離課税となり、他の所得とは通算されず、合計所得金額に含まれない。

【注5】 その他分離所得とは、先物取引に係る雑所得、一般株式等に係る譲渡所得を指す。

【注6】 分離譲渡所得は長期短期の間の通算のみ可能で、原則として他の所得と損益通算不可。ただし、特定居住用財産の譲渡損失は他の所得と損益通算可能。

【注7】 上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税とした配当所得等とのみ通算することができる。

